

第5回新城市総合計画審議会 議事録

平成19年11月20日
委員会室

認定：平成19年12月18日

=開会 午後3時=

(事務局)

みなさんこんにちは。だいぶ寒くなってきました。本日はご多用のところお集まりいただきありがとうございます。前回、開催予定の10月31日を今日に変更させていただいたことをお詫びしながら、ただ今から、第5回新城市総合計画審議会を開催させていただきます。はじめに大貝会長からごあいさつをいただきたいと思います。

(大貝会長)

みなさんこんにちは。よろしくお願ひします。第5回目の審議会ということで、先ほど課長さんからもお話がありましたように、若干、日にちがずれました。第4回の審議会を9月26日に開催しましたので約2ヶ月ぶりの会議となります。本日は、次第の方にありますように、まず、住民アンケート調査結果についての最終のまとめと、特に自由意見について整理した結果が出ておりますので、それを事務局の方から報告させていただきます。

その後、諮問事項として基本構想(案)について、これまで事務局の方で修正をしてきましたので後ほど説明をさせていただきます。3番目として、その他のところで基本計画の進捗状況について、事務局の方からの報告をいただきたいと予定しております。特に基本構想の部分については、答申に向けて、本日この場で基本的に了解をいただきたいと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

それから本日の議事録署名者、2名の方ですが、公募委員の松本貴美德さんと作手地区の代表である林孝夫さんをお願いしたいと思います。よろしくおねがいします。それでは早速でありますが議事に入らせていただきます。まず、報告事項、住民アンケート調査結果について事務局より報告をお願いします。

(事務局)

それでは報告事項として、住民アンケート調査結果について報告をさせていただきます。本日は資料として3種類のものを用意させていただいています。一つは「総合計画住民アンケート調査結果(一般住民5,000人分)」と書かれたもの。2つ目が同じく「(自由意見特別編集:一般住民)」、3つ目が「(中学3年生分)」と書かれたものです。それでは順に説明をさせていただきます。

・・・・・・ 以下、事務局の説明を一部省略 ・・・・・・

以上が説明であります。住民アンケート調査結果につきましては、市内の多くの一般の方にも見ていただけるよう、今日の審議会後に、市のホームページの方へも掲載をしていきますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

(大貝会長)

はい、ありがとうございます。では、ただ今報告のありましたアンケート調査結果について、ご意見、ご質問があればお願ひいたします。・・・ホームページに載せる以外は何

らかのPRの方法を考えていますか。

(事務局)

一般住民5,000人分のアンケート結果の概要については、既に市の広報紙で紹介をさせていただきます。

(大貝会長)

今回は特に、一般住民アンケートの自由記載欄の意見がついてまいりました。全体で見ますと2,700件ほどの回答の中から約800人の方から何らかの意見が寄せられているということで、アンケートに回答していただいた方の新城のまちづくりに対する関心というものが高いなと僕自身は感じていますが、もちろん中には、いろいろな心配も寄せられているということだと思いますが、・・・特に今、この時点でご意見がなければ次の諮問事項へ移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。・・・また、ご覧いただいてお気づきの点等があればご意見をいただきたいと思います。それでは、本日の中心的な議題である総合計画基本構想(案)の修正について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

では、失礼します。総合計画基本構想(案)の修正について、説明をさせていただきます。皆さんのお手元に本日配布させていただきました基本構想(案)表紙に新城市のマークが印刷されているものがあるかと思います。これは、先週末に皆さんへ事前に配布させていただいた基本構想(案)は、今回の修正箇所が分かるようにと訂正箇所を二重の見え消し線で修正させていただいているのに対し、今日配布の資料は、最終の記述に、より近づけるということで、訂正した新たな箇所に下線のみをつけたものとなっています。本日の説明であります。この今日配布の、表紙に市のマークが付いたものとA3の紙に印刷しました総合計画の構成図を使って説明をさせていただきますので、必要に応じて事前配布の資料と見比べていただければと思います。

では、説明に入らせていただきますが、始めに事前配布資料と同時に送りました送付文章にも、今回の主な変更箇所5点について紹介をさせていただきます。1点目が、将来像「山の湊」のイメージをもう少し詳細に表したこと。2点目が土地利用の方向で、これまで中心核と地域の中心核以外の地域を「周辺地域」という表現をしてきましたが、「ゆとり生活創造地域」という地域の役割を的確に表現する名前に変えています。3点目が、SWOT分析に市民アンケート結果の詳細分析を加え、導かれる基本戦略から施策の体系を示すように改めています。4点目が環境の視点を市の基本戦略に加えたこと。5点目が第3章において、「議会・議員の役割」を削除し、「市民と行政の視点」の表現に留めるよう改めたこと。以上が主な変更箇所となりますが、もう一点、本文の下段にありました解説を、最終ページにまとめさせていただきましたのでお願いします。では、資料を使って順次説明をさせていただきます。

・・・以下、事務局の説明を一部省略・・・

(ただし、第3章の説明については、当日の審議が集中したため、議事録に掲載します。)

次に第3章についてですが、最初の主な変更箇所の説明でも申し上げましたように、これまでは「市民・議会・行政の役割と行動指針」という表現がありました。前回の審議会でも、複数の委員の方から、議会の役割、あるいは市民の役割について、ここで役割を決めてしまうような表現はどうか、といったご意見がありました。また、その後議会事務局長名で「議会・議員の役割に関する部分は、記載するべきでない」と、議会の各会派の一致した意見であるとの文章をいただいています。こうした経緯から、この間、事務局で検討をして参りましたが、今回の総合計画は、前段の説明にも書かせていただいておりますが、まちづくりの基本理念として「新たな公共が導く、市民自治社会の実現」を掲げております。この「新たな公共」という概念が抜けてしまうと、この総合計画の主旨というのが曖昧になってしまうと考えていまして、また、「新たな公共」の考え方の柱となるのが、役割分担であると考えています。この役割をそれぞれの主体が果たす際の視点という形で今回修正をさせていただいています。本文では、『市民をはじめ、企業、NPO、行政（市長・市職員）のそれぞれを「協働」を推進する主体として位置づけ、その役割を果たす際の視点を明らかにしていきます。』と記載しています。

また、本日、このページの再修正の紙をお配りしておりますが、市民・企業・NPO等に関わる部分について、「暮らします」とか「努めます」という表現がまだ残っていたので、「暮らすことが大切です」「求められています」といった表現に改め、提案させていただきます。なお、行政については「推進する」「確立します」といった前回までの表現を使っております。次に同じ第3章の2つ目の「計画の進捗管理」についてですが、ここではまず、見出しのタイトルを短くまとめさせていただいたこと。また、文章の一文を短くしたり、語尾について言い回しを若干変更させていただいています。

以上が第4回審議会からの主な変更箇所・修正箇所となります。説明が長くなりましたがよろしく願いいたします。

（大貝会長）

はい、ありがとうございました。今回の構想（案）につきまして、主に修正点についてご意見をいただきたいと思っております。主な修正点としては、まず、第1章「計画の背景」のところでは、5ページの（5）のところ、中山間地域における暮らし・文化の発信拠点ということで、将来像である「山の湊」のイメージをより鮮明にしたこと。それから、第2章の「基本構想」のところでは、15ページから始まるSWOT分析、つまり市の将来像である「山の湊」を実現するための戦略を導くために、住民アンケート結果の詳細分析を加え、4つの基本戦略が提示されて、そこから重点プロジェクトへと続いて、説明がされているという構成に変わってきていること。それから大きな点としてこれまで3つの重点プロジェクトが示されていましたが、エコシティ創造という環境の視点が基本戦略の一つに加えられたこと。それから第3章「計画を推進するために」の中で、「議会・議員の役割」というものが削除され、文章表現も修正されたこと。ここらが大きな主な変更点かと思っております。

どこからでも結構ですので、ご意見を賜りたいと思っております。

(菅沼昌人委員)

第3章のところですが、最初の案では議会・市長の役割について特に力を入れて打ち出した、それに対して、議会等からの考え方があって、それを全面削除の形になっているわけですが、私の考えでは、もし全面削除するなら議会の役割というのをこの形でなくともどこかで、いろいろ議会とか、いろいろな問題が、行政側にも問題がいろんなところで発生していると、新城市だけにそれがあるということではありませんが、そういった中できちんと市民の皆さんに姿勢を示すというか、そういう意味で私はこの全面削除というというのはどういう考えがあってなのか、議会から意見があったので全面削除したというその理由をお聞かせ願いたいと思います。

(大貝会長)

それでは、事務局の方からお願いします。

(事務局)

前回の審議会の際にも、この件に関する事務局の考えを述べさせていただいていますが、当初の事務局の考えは、この総合計画を単なる行政の計画にしないということで、新たな公共を担う市民、行政等のそれぞれの役割をしっかりと明確にしていきたいということでした。自治の観点といいますか、今後、市民自治を定着させていくという総合計画のめざす姿から考えますと、自治を担う、構成する要素としては当然議会を含めるべきであるということで、議会についての記述もしたわけですが、一方で今回の総合計画の基本理念にあります市民自治社会を実現するための取り組みとして、まず、新たな公共を定着させ、担い手が役割分担をすることから始まるという観点からすれば、新たな公共を担う市民と行政の役割を、視点という形ではありますが、明らかにすることが、この総合計画を推進する上でまず必要ではないかという議論の末、新たな公共の担い手の観点に留めるということで、議会を除いた再提案に至ったということです。

審議会の委員さんをはじめ議会からも「議会の役割を外すべき」との意見がありましたが、自治の担い手の観点か、新たな公共の観点か、どちらか、という検討の中から後者を選択し提案したということをご理解いただきたいと思います。

(菅沼昌人委員)

今の見解ですと、自治という視点から、新たな公共という視点への変更によって、議会の役割を削除したという理解でよろしいですか。

(事務局)

確かに「議会の役割に触れるべきでない」という趣旨の意見が議会からあったことが大きいのは事実でございますが、また、それを受けて即、事務局が「触れるべきでない」とは思っていないのも事実でございます。ただ、「新たな公共」の視点からとしたのは、今回の総合計画の推進ということからすれば、基本構想は議会の議決をいただくものですので、議決をいただくとこれは市全体の決定ということになるわけですし、議会・行政を含めた市民全体の計画となるわけです。

その時に、今回の総合計画の主旨であります「新たな公共」における市民自治社会を育

てていくということからすれば、市民、(企業等を含みますが、)市民と行政が分担する役割について、少なくとももの何らかの記述をすることが重要であろうという判断をしたものです。

(菅沼昌人委員)

くどいようで申し訳ありませんが、議会の委員の方もいらっしゃいますので、議会の意見を聞かせていただければと思います。

(菊地勝昭委員)

最初の基本構想の案に、議会の方への相談が無いまま「議会・議員の役割」が提案がされてしまったということがございましたので、その後、議会の方でもいろいろと議論をいたしました。そこで議会として「載せるべきではない」というのは、議員として、合併してまだ2年ですので、議会基本条例とかができていませんので、まずはそちらから作った方がいいのではないかという意味もあって、議会の役割とかそういったことは議会基本条例の中で、まだ作ると決まってはいませんが、あと2年の任期の中でそういうことをしていかなければいけないと思いますので、その中で市民の皆さんにも理解していただいて載せていこうと、これからしていくところです。そのように私は考えていますのでご理解いただきたいと思います。

(菅沼昌人委員)

質問が偏りますのでこれで打ち切りますが、私の意見の趣旨は、これだけ膨大な新城市の出発の構想を練ったときに、まさに市民と議会、市長が一体となって物事を進めていかなければならないこの時に、議会や市長の姿勢を示すというのは、市民自治とか新たな公共の担い手とか言う前に必要なことであり、議会が「こっちが先に出したから」とかいうのは、手続きとかやり方の問題ではなくて、精神とかやる気とかを示すという点で、今、菊地議員が言っていましたが、出すなら早めに出すとしていただいて、ちぐはぐにならないようお願いして発言を終わります。

(大貝会長)

今のところに関連して、・・・はいどうぞ。

(吉田淳委員)

私も資料が送られてきて、議員・議会の役割がいきなりカットされたものが送られてきましたので、どういうことかなーということで、率直に言って納得できない、そんな感じを受けました。29ページでは、市民、議会、行政による協働のまちづくりを原則に行政経営を進めるとしてありますし、9ページでは行政と密接に関わって予算案の提出や議決といった関係も示されています。あわせて、26ページでは、PDCAを回していく中で、意思決定のところに議会議決ということがあるわけですが、こうした重要なところに関わっておられながら、役割がどこかへ消えてしまったというのでは、率直に理解できないということを申し上げておきたいと思います。

(菊地勝昭委員)

私が先ほど言い出したことは、およそこんなことかなと思うんですが、この総合計画は

新しい新都市を作るための基本的な計画であり、この計画をきちんと市民の皆さんに示して、新都市をこんな風にしていくんですよということを示しながら行政運営をしていくものだと思いますので、その点については議員さん皆さん協力しないとか言うことではなくて、精一杯仕事をさせていただくわけですが、この議員の役割のところについては、もう少し自分たちの心構えというものははっきり作ってから、載せていただいた方がいいのかなという気持ちが強かったのかなと、私はそう理解しています。ですので、総合計画については一番大事なものだと思いますし、議会の方でも支援するところは支援しながら、議論するときは議論して進めていかなければならないと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(大貝会長)

先ほど、吉田委員さんからもご説明があったように、9ページには、まちづくりの基本理念として、この図の中には、当然として議会の役割、位置づけとして、行政、市民自治組織、右の方には企業、産業団体というのがあって、行政の横には議会がありまして、基本的には、これからの新城の「新たな協働と市民参加のまちづくり」の中に、議会も基本的には入り込んでくるわけですよ。で、かつ、先ほどの26ページのPDCAのサイクルで行政経営を進めて行くという中に、当然、議会の役割というものが発生してくるわけです。そういうわけで、この総合計画の中に議会の役割が全く認知されていないということではないと、私は理解します。

ですから、第3章の「計画を推進するために」というところでは、新たな公共ということを出すとすることで、市民と行政の視点という形でここに示させていただいたと理解していただきたいと思のですが、いかがでしょうか。

(菊地勝昭委員)

今、市の行政ですかね。市長と議会の2元代表制で動いているわけですが、その面で議会が果たす責任というのは重いと思いますので、ここに前回の議会の役割が抜けたから、議会として力を抜いたということではありません。議会基本条例ができれば、何をやっていかなければいけないよ、ということがはっきり出ますので、それが出てから、その文面を見て理解いただきたいと思います。

(大貝会長)

ここの第3章、これまでは役割ということで、それぞれがこういった「役割を果たします」といった表現になっておりました。しかし、今回は、役割という言葉はあるわけですが、そうした「役割を果たしていく際の視点」ということで示させていただいております。ですから、市民の視点と言いますのは、ここにありますように「新たな公共の担い手として、社会への問いかけ、社会からの問いかけに応答することが求められていますよ」とか、こうした視点で「暮らすことが大切ですよ」という表現になっています。そうした視点という表現に替えたということで、それぞれの役割というものをここで宣言したということではありません。そうした意味で、今後、議会の方で基本条例等ができて来れば、その役割が明確になって来るわけですから、そういった役割にしたがって新城のま

ちづくりに関わっていただけということかと思います。議会の役割については、こうしたことでご理解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(大谷至弘委員)

これでいきますとね。住民の意識が非常に強くなってくると、これはいいことなんですがね。行政区とか区長会の会長が出ていますので、そこらの取り扱いをしっかりとしないと、ボランティアなどとの意見の調整がうまくいきませんと、いろんな心配が出てくるかと。今はいろんな問題が起これば、行政区と調整をしてうまくやっているんですが、ボランティアですとか企業ですとかから一時的に要望がたくさん出てきますと、調整がうまくいくかどうか。区長会の会長もいらっしゃいますが、そこら辺の所を少し知りたいと思いますがいかがでしょうか。

(大貝会長)

いろんな組織から行政に対して要望が出てくると、まさにそこが市民と行政の役割分担ということの始まりかと思いますが。これは、基本構想というよりも、その後基本構想を踏まえて、それぞれの地域で地域計画を作って、まちづくりを進めていくという中で、そういうことが起こってくるのかなと思いますけれど。

(事務局)

市民との協働の中で地域の自治を高めるというのは、非常に大切なことでありますし、市職員の役割の中にも、地域に入ってまちづくり活動に積極的に参加するなかで市民自治社会を実現するというところでありますので、市民協働を進める中で市民力を高めていくということで、市民自身が異なる意見、課題を解決していくことになるかと思います。

(加藤末四郎委員)

今いろんな話を聞いていますと、議会の役割というところもおかしいんですけど、市民自治社会を作るといいながら、市民自治の姿がはっきりしないと思うんですね。市民の視点が載っていますが、住民自治の集合体がこの新城市を作ると思うんですね。だからいろんなことを見ているとね、何か方向性が間違っているんじゃないかなと思うんですね。企業とかが地域の中に入ってくるというのは、私はほとんど不可能だと思います。NPOでもそうだと思うんですね。もともとの住民自治というのは違うと思うんですね。そこら辺をよく考えてもらわないと、今日話を聞いていますます分からなくなってきたという印象ですね。公共というものが、何もかも一つの方向性のなかで、なんか誰でも参画できるという感じがしてならないです。

(大貝会長)

今の発言は、第3章の部分の表現についての発言でしょうか。

(加藤末四郎委員)

表現に問題がありと同時に、それぞれの役割って言うのがちょっと、幅が狭いと思うんですね。もっと詳細にすべきだと思うんです。どこにも住民自治というものはあるんですね。市民の視点、まあ市民の視点は市民の視点でもいいとは思いますが、こうなってくると何もかもがいっしょみみたいな感じに見えてならないということです。

(大貝会長)

それは、役割をもっと明確にしないでいいということですか。

(加藤末四郎委員)

まあ、それもあります。3つも4つも役割が並ぶとちょっと、議会人についても市民であることに変わりはないわけですね。原点はそこにあると思うんだけど。そういうことでこれを作ったということなんでしょう。

(大貝会長)

そう見れば、議会人も行政マンもみんな市民ということではあります。・・・。

(菊地勝昭委員)

今、区長会長さんが言われたことも、議会のことも私は似てるかなと思いますが、前回の会議でも申し上げましたが、本当は住民自治基本条例が先にあって、そこで市民の役割ややるべきことや責任など、いろんなことが明らかにされますので、市の方でもそういう取り組みを進めてもらって、議会の方も進めて、そういう状態になったときにこうした議論が合致するのかなと私は思います。

(大貝会長)

それは、今後、自治条例等を作っていく中でそれぞれの役割がより明らかになっていくというご意見だと思います。そうしますと、この第3章について今の時点でそれぞれの役割を明確にするということは、やや無理があるということかと。そこで、今回提案されている表現というのは、柔らかいといいますが、市民、企業、NPO、行政の視点という方向性のようなものを示したと理解していますが、これによってそれぞれの役割が決まってしまうとは理解しないでいただきたいと思います。

そこで、この総合計画の趣旨からして、ここで何も書かないということは無いだろうし、計画を推進するための指針といえますか視点を示すことは、重要なことだろうと思います。

(加藤末四郎委員)

一点よろしいですか。だったら、私に言わせれば、もっと漠然とした内容にすべきではないかと。「社会からの問いかけに回答することが求められる」なんてことを書かないようにしないとまずいんじゃないですかと思います。市民の視点ということで考えるなら、もっと違う書き方があるんじゃないかと。漠然とするんなら、漠然の方がいいんじゃないですか。

(大貝会長)

はい、今の3章のところについて他にいかがでしょうか。

(松本貴美徳委員)

前回、市民の役割ということで発言をさせていただいたんですが、そのときは市民自治条例みたいなものがあって、「消せ」といったのではなくて、結局は書き方がまずいんじゃないかなということで、自治条例のようにみんなで集まって決めてから載せる方がいいんじゃないかなということです。そういった意味で前回言ったんですけど、今回の市民の視点とか、企業の視点とか、NPOの視点とかいうことで出て来ちゃったということは、

僕のいったことが通じていなかったのかな、心苦しいというか、残念な気持ちです。ここに書かれていることが、具体的過ぎるといふか、総合計画策定に関する基本方針に書いてある「市民の視点に基づく総合計画」とか、「市民の参画の基で策定する」とかありますので、みんなで市民自治条例を作った後に載せるのはいいのですが、僕としては言葉足らずだと思うんですけど、こうなって来ると、議会の役割というのも消えてしまうのでなく、市民の視点の様に議会の視点というものを表す一文でもあったらいいかなと思うんです。どうも完全に消えるというのはおかしいような気がするんですけど。

(大貝会長)

はい、今の箇所について他にいかがでしょうか。

(本多克弘委員)

今までの旧新城市の総合計画の審議会に私も参加しました。従来は行政サイドが作って、これを承認するという、せいぜい2回から4回の会議ということで、それからすれば、市長がこういう形でやるというのは大いに評価できる内容だと思いますし、皆さんから活発なご意見が出てくるというのは、大変すばらしいことだと思います。ただ、第2回目の審議会だったと思いますが、社会福祉協議会の藤原委員さんが言われていたことが大事なことなんですね。市民憲章をという話なんですけど、何にしても合併して独自の市民憲章は無くなったんですが、要は市民の声、言い出したらきりが無いんでありますが、ケネディが大統領になって何て言ったか。国のため国家のために何ができるかを考えてほしいということと言ったんですね。そこにあるのは市民が共通の理念というものを持たないといけないということだと思うんです。それが市民憲章であるわけですが、合併して今はそれが無い。先ほど教育委員長が言われた「精神と心」、企業にすれば何のために企業をやっているか、事業をやっているかという経営の理念なんですね。市民としての理念、市のために何ができるかという市民の役割、それを市民憲章にうたうべきだと。だから今日、話になっていることも、市民としての理念、かつての旧新城市の市民憲章を見ていただければ分かりますが、「何々をしましょう」ではなく、「何々をします」ということが必要かと。私もその策定に携わったのですが、よその市は「何々をしましょう」という曖昧な表現だった。でもそれではいけないということで、「何々をします」ということになった。ですから、批判は誰でもできるんです。財政事情も厳しい中で、市のために何ができるのかという視点が大事だと思います。

それから、アンケートの市民意見なんですけど、これが生の声なんですね。またじっくり読ませていただきたいと思いますが、ぜひこれを市長に見せていただきたい。生のまま見せるということが大事だと思います。以上です。

(林 孝夫委員)

第3章の書き方なんですけど、事前にいただいた資料なんですけど、市民の視点、企業の視点、NPO・市民活動団体の視点という書き方がしてありますが、市民が何をやるのかというのは大事だと思います。そして2つ目が行政という言葉が出てきましたので、市長と市職員が何をなすべきか、これはこの表現で良いかと。議員とか議会というのは三権

分立で言うと立法にあたるんですね。だからぜんぜん別の立場から、市民のニーズに応えた規定なりを作っていくと。そういう役割について、市民の立場から考えてほしいということだけの書き方にすれば何も問題ない。前のは何か議員の行動規範のようなことを書いたので、議員さんから何か言葉が出たと思いますが、私もそこまで書く必要はなくて、議会・議員の役割としては、立法機関として、市民のニーズに応えたものを取り上げていくんだということ、そこに徹していくんだということを入れれば、それで済むことだと思います。何か、議員の行動を縛るような規範のようなものが並べてあるので、議会から何か言葉が出たと思うんで、だからもう少し整理をする、市民は行政からサービスを受けるだけでなく、自分たちから積極的に働きかけていくという立場・視点が大事なところであり、それは総合計画の目玉だと思うんでそのまま書いて、残していいんだと思うし、行政はどう市民をサポートするのかという視点で書いていけばよいと思うんですがどうですかね。

(菅沼昌人委員)

最終的に意見を言った結論を、今、林委員がまとめていただいたわけですが、私は、具体的にあせよ、こうせよということ言うのではなく、行政の視点として、市長の視点があって、職員の視点があって、議会の視点が無いのは、議会から見れば軽く感じられる、要らんことを言うなというようないろんな意見もあると思うんですが、行政の視点という全体から見ればやはり、市長、議会・議員、職員という、そしてその内容については、今、林さんが申しましたように、基本的な精神とか、あり方というものを述べていただければいいと思うんですが、要は、議会・議員も積極的にこの市民主体の計画作りに参画しているんだという意思表示のためにも、載せていただけたらと思いますんで、林さんの意見に賛成です。

(大貝会長)

委員の方からこうした意見が出ていますが、議員の方はいかがでしょうか。

(菊地勝昭委員)

私は一個人ですので、議会を代表してここに来ている・・・、常任委員会の委員長がこの会に出るということで出席させていただいていますが、今、林先生が言われたことなら私は問題ないと思いますが、前回のように、「何々をしなければならぬ」といったような書き方はまだちょっと早いんじゃないかという感覚だったと思いますので、私も菅沼さんの言われることはよく分かります。市長、職員の役割があって、何で議会・議員の視点が無いんだということも思いますので、そこら辺の文言だと思うんですよね。そういう考え方で載せていただければ問題ないと思いますが、私の一存でここでいいですとは言えませんので、議会事務局を通じまして、議長さんの方へ直接声をかけていただければと思います。

(大貝会長)

今の件について、その他ご意見はありますか。・・・特にご意見も無いようですので、私のほうからの提案としてですね、実は審議会自体のスケジュールがかなり押しています、パブリックコメントを求めたりする時間も必要になっています。基本的には今日の審

議会においてこの基本構想については、ご了解をいただきたいと考えています。

つきましては、この第3章について、今いろんな方からご意見をいただきました。その後意見を踏まえながら、私の方でその表現を、会長の責任として改めて修正をさせていただきますね、議会事務局の方にも調整をして、最終的には会長一任ということで修正をさせていただきますと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

「異議なし」 (発言多数)

(大貝会長)

ありがとうございます。はい、今ほとんどの議論が第3章に集中していましたので、それ以外の部分について、第2章、あるいは第1章について、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。これまで中身についてはいろいろと議論をしてきましたので、大きな異論というものはないかと思いますが、…………

(松本貴美德委員)

5ページの6行目から7行目のところなんですけど、前回まであった「新たな市町村合併」という言葉が今回無くなっていますよね。ということは、今回の新城市総合計画は新たな合併は視野に入れず、市民と行政が協働して力を合わせて新しい新城を作る、自立していく、自分たちの町は自分たちで作りに上げるという意識、認識でよろしいかということなんですけど、どうでしょうか。

(大貝会長)

「市町村合併」が消えて、「中山間地域と都市部を結ぶ新たな広域行政への対応」となった、この部分ですね。

(松本貴美德委員)

11年間の基本構想であるということで、その間は合併などしないで自分たちで頑張るということなんでしょうか。

(大貝会長)

それでは事務局の方で、その辺の考え方をお願いします。

(事務局)

「新たな市町村合併」という言葉を除いた理由ですが、その前後の言葉から続けると「道州制の導入議論と併行して、新たな市町村合併や広域行政への対応が今後の大きな課題として浮上しています。」というのが元の文章でした。市町村合併というのは、本市も2年前に経験したわけですが、これまでの行政システムや進むべき方向を改めて協議して決めていくということになります。相手もありますし、その意味で、市町村合併を視野に入れた総合計画を作っていくということ自体が無理であるかと思っておりますので、合併を想定した計画ではないということになるかと思っております。ただ、この部分の表現については、市の果たす広域的で地政的な役割について述べている部分でありますので、中山間地域と都市部を結ぶ広域行政のイニシアチブは果たして行かなければならないと思っておりますし、今後、広域的な市町村合併の話が出てくる可能性は十分想定されますので、

その際には、本市が合併の是非を考える議論のテーブルに着くことも有り得ると思います。しかし、現時点での表現としては、「新たな市町村合併」という具体的な言葉でなく、「新たな広域行政への対応」という大きな、総合的な表現が望ましいということで、変更しております。

繰り返しになりますが、現在は、公式な広域合併の話や協議はされていませんので、合併を想定した計画作りは行っていないという、お答えになるかと思います。

(大貝会長)

今の答えでいかがでしょうか。「新たな広域行政への対応」という言葉には、今後議論になるかもしれない市町村合併などの話も含めての表現というニュアンスかと思いますが、よろしいでしょうか。・・・はい、その他、いかがでしょうか。

(吉田淳委員)

24 ページですが、今回、エコシティ創造プロジェクトというのが新しい重点プロジェクトとして登場してきました。そのことについては、大変結構なことだと思います。つきましては、25 ページのイのところ、「地球温暖化防止の取り組みである『チームマイナス6%しんしろ』」という表現がありますが、NHKのテレビでの特集番組や宇宙から見た地球の写真の変化などを見ていると、この地球というのが一番大事なものだと思改めて思ったんですが、ここの地球温暖化防止の取り組みとして「マイナス6%」では浮き上がってしまって、もっともっと、かつて安倍首相も「マイナス50%」ぐらいの取り組みが必要ではないかとも言っていたわけですが、「第1段階であるチームマイナス6%」ぐらいの表現にしておかないと、6%で温暖化が解消されるという風なニュアンスになってしまうと、10年も先を考えたら、ただ「6%」と書くだけではどうかなと思います。「チームマイナス6%」は、スタート段階の目標であるぐらいにしておかないと、後で困るのではないかなと思います。以上です。

(大貝会長)

ありがとうございました。表現にそのような言葉を加えさせていただくということで対応したいと思います。・・・はい、その他にはいかがでしょうか。

(林孝夫委員)

一週間ほど前に送っていただいた総合計画の資料の中で、網掛けがしてあって消してあるところがあるんですが、語句の問題とか、同じようなことを二重に言っているところなど、言葉の整理をすることはいいんですが、中には重要な部分が消されている箇所があります。なぜ消されたのか。考え方の基本的なところを教えていただきたいのですが。

(大貝会長)

それは、全般にわたるお話ですか。

(林孝夫委員)

はい、全般です。

(事務局)

ご指摘の訂正ですが、ダブって表現しているものですか、語句や文末・語尾の表現が適当でないものを網掛けと見え消しの二重線で削除し、新たな表現に改めた部分に下線を引いて分かるようにしてあります。基本的な考え方ということですが、具体的な箇所があればご指摘いただきたいと思いますが。

(林孝夫委員)

例えば、14ページの2行目ですが、前は「山間部における日常食料品・雑貨を調達できる小売店」の確保充実に向けた条件整備といった表現が消されて、「商業」という言葉になっている。こうした具体的なことが消されているんですが、私は作手ですが、過疎地にとっては大変大事なことで、具体的な表現が消されてしまうと、過疎対策が一步後退かなと考えてしまうんですが。あまりにも具体的過ぎて後で「これどうなっているんだ」と言われちゃあ困るんでということか、そうでもないと思いますけど、そういう風に勘ぐりたくなるところがございます。

それから、23ページの重点プロジェクトの工に、「高齢者・障害者の社会参加の促進」とあり、その後にある「福祉の充実」という言葉が消されている。その前にある地域医療も子育て支援も福祉の充実ではあるんですが、「福祉の充実」と言う言葉は目玉と申すか、ここに入れるかどうかは別として、非常に大事な言葉だと思いますので、簡単に消す言葉ではないんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

(大貝会長)

はい、ではこの2点について事務局からお願いします。

(事務局)

まず、最初の土地利用の方向にあります「山間部における小売店の確保充実」の記述ですが、文末を見ていただきますと、「条件整備を進めます」と言う言葉になっています。果たしてこうした民間の商業活動に対して行政や地域が具体的に何ができるのかと考えたときに、総合的な定住人口の確保対策を通じた購買者増加の期待以外は難しいのかなと。山間部の集落における小売店の存在が、利便性や地域力を支える大きな要素であると私も常々感じていますが、少し表現が具体的過ぎるのかなということで、「商業」と言う言葉に置き換えさせていただきました。

また、23ページの修正箇所ですが、これまでは「高齢者福祉の充実」となりましたが、前回の審議会で「障害者福祉を加えてはどうか」と言うご発言がありましたので、「高齢者・障害者の社会参加の促進」と言う言葉に替えさせていただきました。内容的には、在宅介護支援や福祉施設サービス、保健・医療・福祉の連携など、前回の案から福祉の充実としてそのまま残しています。また、社会参加というのも福祉分野における大きなニーズであると思っておりますし、ここで「高齢者・障害者福祉の充実」とした場合、非常に幅が広がってしまうのではないかと、すべての福祉施策を列挙することになってしまうかとの危惧もありまして、重点のプロジェクトとしては特に「社会参加の促進」という側面から、政策横断的な取り組みを集中していくとさせていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

(林孝夫委員)

はい、分かりました。ついでにもう一つよろしいですか。

前回の会議でも過疎対策について意見を言わせていただきました。これまで過疎対策がどういったところに出ているのか、過疎化ということをご皆さんがどういう風にとらえているのかなということ、過疎化の問題は、作手や鳳来の山の中だけのことではないということ。それをしっかり認識していただかないと、過疎化の問題はピントを誤るんではないかなと思います。それで私が何でこのことにこだわるのかというと、過疎化対策と言うのは国の政策として出てくるということ。10月9日に元外務大臣の自民党の谷垣議員が国会の代表質問で、地方格差の是正のためには過疎対策が重要だと言うと質問しました。過疎対策というのは、医療対策、交通対策、教育対策、高齢者対策、少子化対策、産業対策のすべてが含まれると。だから過疎対策を真剣にやる気があるかどうかと、福田総理に質問しました。総理もこれは一番の課題として取り組んでいかないといけない問題だと申しました。新城はいろんな意味ですべてが過疎だと思っていますけど、具体的な対策を混ぜて進めていかないと遅れをとると思います。だから、過疎対策というのを一項目大きな項目で取り上げてもらい、具体的な施策として医療対策とか交通対策とか、教育対策という風にまとめてはどうかという前回提案をしましたが、これはまあそうこだわりません。しかし、過疎対策というのは非常に重要ですので、ぜひいろんなところに入れていただきたいと思います。それで、これも自民党のやり方が悪いと思いますが、小泉首相の時はぜんぜんこういう話は出てきませんでした。それが選挙で負けて、福田総理になってこうした話が出てきました。参議院選挙で民主党に負けたということもあるかと思いますが、と言うのは、大事なことは、総理が替わるたびに変わっていくというのでは困るということです。新城市の総合計画も市長が替わったから変わるとか、議員が替わったから変わるというのではなくて、本当に市民にとって大事なことは、堂々と計画に書いてきちんと進めていくことが大事じゃあないかと思います。そういう意思を示すためにも、これからは益々重要になってくると思いますので、中心の考え方として入れていただきたいと思います。

それからもう一点。合併した新城市にとって最も大事なのが農林業の振興だと思うんですね。そういう農林業、特に林業なんかは今後どうなっていくか分かりませんが、10年後、20年後には世界の様子も変わってきて、日本の林業が世界の中で重要な位置を占めるようになるかもしれません。83.5%が森林だと書いてありますが、こうした山林とか、林業に対する対策、それから農業に対する対策というのが曖昧と言うか、はっきりしていないと。ですから、そういったことも入れてもらいたいと思います。以上です。

(大貝会長)

はい、ありがとうございます。直接の過疎対策というのはこの計画の中に出てきていないかと思いますが、5ページのところの(5)「中山間地域における暮らし・文化の発信拠点」のところでも、人口減少や少子高齢化等の現象を踏まえてですね、本市の強みと弱みを分析しながら、新たな暮らし・文化を発信する「山の湊」を創造していくと

しています。さらにそれを踏まえて、13ページの土地利用のところでは、「ゆとり生活創造地域」ということで山間部における農林業の振興等について示されていると思います。おそらく、個別の過疎対策については今後、基本計画の中で個別の事業として示されていくと思います。またそちらの基本計画が出てきた時には、ご意見をいただきたいと思います。

(加藤末四郎委員)

一点よろしいですか。地震や災害に強いまちづくりを進めるというのが、私は基本だと思うんですね。だから、大企業が危機管理という観点から分散していくと言うのが今の企業の考えだと思うんですね。私たちの地域というのは、今この重点プロジェクトを見ているんですけど、どうもそうしたことがあまり感じられないなと思います。それから先ほど林さんが言われたこの地域の主要産業である農林業の再構築と物産の流通拡大、どうやって流通拡大を進めるのか、このままでやっていくのかさっぱり見えてこない状況です。重点プロジェクトと言う限り、ここをどうするんだというものが無いと、何かすっきりしないなと言う感じがします。その辺のところをどのように考えていらっしゃるのか、今、一番何を進めるかといえば、私は災害に強いまちづくりを進めることだと思いますし、どこの地域でも企業誘致ということをやっているんですが、防災面が強ければ企業も来てくれると思いますし、先ほどの農林業についても、もう少し打ち出し方があるんじゃないかなと思います。この文言でいうと、そういうものが感じられない。その辺のところをお聞かせ願えればと思います。

(大貝会長)

今の話は、23ページの地震防災対策のところかと思いますが、事務局の方でどうですか。

(事務局)

最初の質問である地震防災対策につきましては、3つ目のプロジェクト「安全・安心の暮らし創造プロジェクト」の2つ目に記載がございます。記述が総論的であるというご指摘かと思いますが、現在、市として市民とともに取り組んでいくものとして想定ができることを記述しています。この構想を受けて、市が基本計画の期間であるこの3年間に何を進めていくのかということについては、地震防災対策の強化という一つの施策に対して、具体的な事業が基本計画で出てくると。施策の目的と目標、それを測るための成果指標、達成指標を示していく形を予定していますので、ここは基本構想であるということで、総論的な表現になることをご理解いただきたいと思います。

それから農林業のところについてもそうなんですが、ただ、今回の総合計画では農林業を生命産業として位置づけることを基本構想の中で行っています。この新城市の最大の特徴である豊かな自然環境や森林、耕地を最大限活かした産業・暮らし・文化を発信できる「山の湊」を創造していくとしています。進め方としては、21ページにありますように農協や森林組合、商工会、企業などの地域内の産業団体同士の連携を軸に進めるとしていますし、また第二東名や情報基盤の整備を追い風にして進めていくという基本

的な方向も示させていただいていますので、そのための具体的な仕掛けや取り組みが今後、事業として各専門部会から出てくることを我々も期待しております。以上です。

(大貝会長)

はい、ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

(平田喜好委員)

ただ今の関連ですが、私は林業関係でございますので、今までの議論を聞いていたのですが、私も農林業についての字句は、非常に少なくまとめられているなと理解していますが、先ほど来お話がありますように、基本計画あるいは今後計画される単年度の実施計画には、各事業等が具体的に出てくだろうと期待しております。今ここにあげられておりますところでは、19 ページの基本戦略の自立創造のところ農林業の関係、あるいは21 ページのインター周辺整備と産業の振興のところ農林業の再構築ということが出ております。そうしたことで、これから11年先ですね、林業の関係で申し上げますと、今一番皆さんが関心のある世界規模での地球環境の問題、温暖化の問題、こうしたことが今、国の方でも取り上げられております。そういうことで農林業、特に林業については、これまで植林をされて放置されていた森林に、手を加えなければいけないという具体的な話が出てきております。まあ、間伐を進めていかなければならないと言うのがこれからの大きな課題でありますので、今も市では取り組んでいますが、もっともっと取り組んでいかなければいけないと思うわけです。また後から立てられる基本計画や実施計画で、詳細な計画をあげていただければと考えています。以上でございます。

(大貝会長)

はい、ありがとうございます。時間の方も、予定の時間を経過いたしました。他にご意見があるでしょうか。・・・

特に、その他のご意見は無いようでありますので、この基本構想(案)について、先ほど第3章については会長一任とさせていただく事となりました。その他についても皆さんからご意見がありましたけれども、その修正につきましても後は会長に一任いただきたいと思えます。そこで、この会長に一任していただくという条件の下で、この基本構想(案)についてこの審議会としてご了解をいただきたいと思えますがよろしいでしょうか。

(各委員)

「異議なし」 (発言多数)

(大貝会長)

はい、ありがとうございました。基本構想(案)については、この審議会として、ご了解をいただいたとさせていただきます。

では、次第の3番目のその他、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい、それではありがとうございました。その他としまして、今後のスケジュールと次回の会議予定を相談させていただきます。今後の予定でございますが、会長からお話がありましたように、この基本構想(案)をパブリックコメントにかけたいと思います。内容につきましては、一任をいただきましたので、会長と相談をして修正をし、来週の26日の月曜日から、来月25日の火曜日までの約1ヶ月間、広く市民から意見を伺いたいと思います。また、その意見の内容と事務局の対応の結果につきましては、1月の審議会で報告していきたいと思います。

それからもう一点が今後の予定でございますが、次回から基本計画に入って行きたいと思っています。で、かなり日程的に遅れております。現在、基本計画につきましては、担当の7つの専門部会でまとめていますが、先ほど説明をしましたように基本戦略、あるいは重点戦略が大きく変わっておりますので、この点について、事務局と専門部会で組み直しをしておりまして、少し時間をいただきたいと思っています。

それから皆さんにお示ししてあるスケジュールの件ですが、一応今年いっぱい基本構想と基本計画を承認いただくようになっていますが、今説明をしましたように大幅に予定が崩れております。もう少し、お付き合いをお願いします。そこで、第6回の審議会の開催をこの年末にお願いしたいと思っております。事務局の予定では、12月の26日か27日、また20日を考えています。そして、その次の会議を年明けの10日か11日を考えています。少しご意見をいただければと思います。

・・・・・・(委員同士、日程について調整)・・・・・・

はい、それでは、次回の第6回審議회를12月20日、午前10時から、第7回を1月10日の午後3時からに予定するということをお願いいたします。通知については改めて送らせていただきます。ありがとうございました。

(大貝会長)

はい、ありがとうございました。以上で第5回の審議회를終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

= 閉会 = 午後5時10分